

10. 事業者の重要な環境課題

- ✓ 事業者は、自らの判断に基づいて、特定した事業者の重要な環境課題ごとに、報告事項を記載します。

事業者の重要な環境課題ごとに方針・計画・実績評価を示すことの意義

- ✓ 取組方針は、事業者が特定した重要な環境課題を自社の経営課題としてどのように位置づけているのかを示すものです。方針を掲げることで、社内外に当該課題への認識を示すことができます。
- ✓ 事業者は、自らの判断に基づいて特定した重要な環境課題に対して、方針のもと、どのように取り組むのか行動計画を策定し、取り組んだ結果どのような変化が得られたかを報告年度ごとに評価することで、取組の達成状況を示すことができます。
- ✓ 事業者は、方針や計画に対する進捗状況をどのように評価したのかを、指標を用いることで当該環境課題に関心をもつステークホルダーに分りやすく伝えることができます。
- ✓ 重要な環境課題に関する実績の報告においては、目的適合性、情報の完全性、信頼性、中立性、理解可能性を担保することが望まれます。独立した第三者による保証を得ることで、環境報告の客観性を高めることができます。第三者保証の過程において、事業者が見落としていた問題や情報の誤り、漏れ等が発見されることがあり、これらに対応したり、関連する内部統制を強化したりすることで、環境報告の品質を高めることができます。

参考資料の位置づけ（主な環境課題とその実績評価指標の例示）

- ✓ 事業者は、自らの判断に基づいて特定した重要な環境課題について、次ページ以降で説明している「報告事項」を記載することになりますが、重要な環境課題を特定する際の参考となるよう、参考資料では、以下の6つの主な環境課題とその実績評価を例示し、解説しています。

主な環境課題：気候変動、水資源、生物多様性、資源循環、化学物質、汚染予防

- ✓ これらの環境課題は、多くの事業者にとって重要性が高いと考えられるものですが、必ずしも全てを網羅している訳ではありません。また、環境課題ごとに記載している実績評価指標も同様です。そのため、参考資料で例示している「主な環境課題とその実績評価指標」に囚われず、事業者にとっての重要な環境課題を特定し、その実績評価指標を適切に設定してください。

報告事項

□ 取組方針・行動計画 … ①

- ✓ 事業者は、特定した重要な環境課題について、どのように取り組むのか方針を掲げます。取組方針は事業活動における取り組みのよりどころとなります。取組方針の制定後、それを実行するための行動計画を策定します。
- ✓ 重要な環境課題の特定（第2章9.参照）においては、バリューチェーン全体の視点をもって、課題の発生個所や、事業活動・取引先との関係等を検討し、当該課題を要因として生じるリスク・機会を考慮して重要性を決定したはずです。また、戦略（第2章8.参照）では、重要な環境課題に取り組みながら、事業者の持続的な成長と同時に持続可能な社会の実現に貢献するための（長期ビジョン実現に至る）道筋を示しました。取組方針・行動計画では、上記の事業者の事業戦略を実行するための具体的な手段や実践的な計画を、重要な環境課題ごとに説明します。
- ✓ 事業者の組織全体として一括して記載する場合であっても、重要な環境課題ごとに固有の取組方針・行動計画があれば、それらを記載することが望まれます。

開示例：取組方針

- ・気候変動に関するリスク・機会を重要な経営課題と認識して対応を進めています。
- ・環境課題を解決するために、次の3つの方針に基づき取り組みます。
①気候変動への対応、②資源循環の促進、③生態系保全

開示例：行動計画

- ・中長期ビジョンの下、201X年から201Y年までの環境行動計画を策定し、継続的に環境負荷低減に向けた活動を進めています。本環境行動計画では、事業を通じた自社の持続可能な成長と社会の低炭素化推進へ向けて、バリューチェーン全体を通じた環境負荷低減に取り組みます。

項目	実施事項	目標（2020年まで）	実績・評価
気候変動への対応	～による生産活動でのCO ₂ 排出量低減	生産量あたりの排出量○年比△%削減	…
	～による製品・サービスの省エネ化	エネルギー消費原単位を○年比△%削減	…
廃棄物の再資源化率向上	～による生産活動での生産台数あたりの廃棄物排出量の削減	廃棄物排出量を○年比△%削減	…

□ 実績評価指標による取組目標と取組実績 …②

- ✓ 実績評価指標とは、取組方針・行動計画の進捗状況を評価するため設定する指標です。環境課題別に複数の指標を設定する場合もあれば、一つの指標で複数の環境課題への取組状況を評価する場合があります。
- ✓ 取組目標は、取組方針・行動計画の進捗状況を理解しやすくするための情報であり、計画期間の終了時に達成を目指す目標を設定します。目標は、基本的に定量的で検証可能な数値情報を指しますが、重要な環境課題の種類によっては定性的な目標を用いる場合があります（例えば、生物多様性では数値にならない「質」の側面が重要となる場合があります）。目標設定には、国際的目標（持続可能な開発目標（SDGs）等）や、我が国が掲げる目標（NDCにおける排出削減目標等）を参考に、自社が目指すべき方向を示すものとして活用することができます。
- ✓ 取組の実施結果を実績評価指標で評価し、それを取組目標と対比し、取組方針・行動計画の進捗状況を説明します。
- ✓ 取組目標を設定しない場合でも、取組実績は報告することが望ましいです。
- ✓ 事業者の重要な環境課題について実績評価指標を公表しない場合は、その理由を説明することが望ましいです。

開示例

重要な環境課題	2030年目標	実績評価指標	201X年度 取り組み目標	201X年度実績	評価
気候変動への対応	2030年までに国内工場におけるCO ₂ 排出量ゼロを目指す	国内工場におけるCO ₂ 排出量の削減率	<ul style="list-style-type: none"> ● 工場における再生エネルギーの導入 ● 高効率照明・省エネ設備の順次導入 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内工場〇箇所においてXXXキロワットの太陽光発電設備を導入 ● LED照明XX本を導入 ● CO₂排出量～%削減達成 	○
生物多様性の保全	2030年までに持続的な原材料調達へ切り替え	認証材が原材料に占める割合	<ul style="list-style-type: none"> ● 自社の主要原材料のリスク評価 ● 関係するサプライヤーへの働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 〇〇イニシアティブに参加 ● リスク評価対象となる主要原材料を特定しその50%を評価 ● サプライヤー説明会を開催 	△

□ 実績評価指標の算定方法 …③

- ✓ 実績評価指標は、環境報告の利用者が算定結果を理解しやすくなるように、その算定方法（用いた係数等の情報を含む）を記載します。
- ✓ 法規制等により定められた算定方法がある場合は、環境報告においてもそれを参考にしますが、より実態を表すと考えられる算定方法があれば、それを用いることもできます。
- ✓ 算定に際して事業者の裁量の余地が大きい実績評価指標（例えば、CO₂の排出削減量等）については、利用者が指標の意味を正しく理解できるように、指標の定義、算定方法を具体的に説明します。
- ✓ 取組目標と対比し進捗評価を行うため、合理的な理由により変更を行う場合を除き、実績評価指標の算定方法等は毎期継続して適用します。算定方法等を変更した場合には、その内容、合理的な変更である理由、変更による影響を付記する必要があります。
- ✓ 算定方法の変更には、①新たな算定方法を過去の期間の全てに遡及適用する方法と②過去の期間は遡及せずに当年度だけ新たな算定方法を適用する方法が考えられます。

□ 実績評価指標の集計範囲 …④

- ✓ 集計範囲には、連結、主要な子会社及び事業所、自社のみ、等の区分により報告対象範囲を記載します。
- ✓ 算定に際して事業者の裁量の余地が大きい実績評価指標の場合（例えば、CO₂の排出削減量等）には、利用者が指標の意味を正しく理解できるように、対象とした事業範囲（集計範囲）の背景情報を具体的に説明します。
- ✓ 報告対象組織の範囲と実績評価指標の集計範囲が異なる場合には、その旨と理由を重要な実績評価指標別に説明します。
- ✓ 取組目標と対比し進捗評価を行うため、集計範囲等は、合理的な理由により変更を行う場合を除き、毎期継続して適用します。集計範囲等を変更したことによる影響が重要な場合には、その内容、合理的な変更である理由、変更による影響を付記する必要があります。

□ リスク・機会による財務的影響が大きい場合は、それらの影響額と算定方法 … ⑤

- ✓ 事業者は、事業者が特定した環境課題に関連する財務的影響を開示します。取組を実施するために生じたコスト等を貨幣単位で定量的に認識・測定・伝達することが大切です。
- ✓ 気候変動関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）による最終報告書を受け、気候変動に関連するリスク・機会が事業者に与える財務的な影響を開示する動きがあります。財務的影響は、例えば、気候変動に関連する物理的リスク・移行リスクに分けて考えることができます。物理的リスクの観点では、気候変動の影響による洪水や海面上昇による沿岸部における不動産への影響等が考えられます。移行リスクの観点では、炭素税の導入による負担額の増加や化石燃料資源の減損（資産の減損）による影響等が考えられます。機会については、例えば、建物の省エネ促進による固定資産価値の向上や、新規市場へのアクセスによる収益増加等が考えられます。
- ✓ リスク・機会に関する財務的影響の例については、TCFD 最終報告書や、CDP 気候変動質問書等が参考になります。

図表 1 リスク・機会情報と財務的影響の例

リスク・機会情報	財務的影響
環境関連法規制等の導入・強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境配慮製品の売上見込・市場規模 ● エネルギーコスト ● 税金等の負担額 ● 設備投資 ● 資産除去債務、引当金 ● 損失回避額
異常気象や海面上昇等	<ul style="list-style-type: none"> ● 拠点の移転コスト ● 資源調達コスト ● 損失額、損害回避額 ● 防災インフラへの投資コスト ● 適応のニーズに対する新規解決策を通じた収益拡大 ● 代替燃料の調達額
消費者・ユーザー選好の変化	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境配慮製品の売上見込・市場規模 ● 研究開発費 ● 設備投資額 ● 損失回避額

- ✓ 事業者が特定した重要な環境課題に関連するリスク・機会による財務的影響が大きい場合は、実施した取組に伴うコスト等だけでなく、将来的なリスク・機会を想定し、財務的影響²⁰を開示することで、財務上の損失に対する耐性を示すことができます。
- ✓ 例えば、金融業では、原油価格の変動や、排出規制に関する政策的・技術的対応等を考慮し、事業者にとっての低炭素対策に必要となりうる費用を試算し、その額と低炭素技術開発等により想定される収益を比較することでポートフォリオ価値への増減を評価する例があります。そのような例では、結論として全体に及ぼす現行ビジネスへの財務的影響は大きくない、又は大きいという見通しや、影響に応じた対応の方向性の記述が付記されます。

✓ 事業者は、財務的影響額の定義、算定方法、集計範囲も併記します。

開示例 A

重要な環境課題	取組内容	環境負荷量等	集計範囲	目標値	実績	分析・評価	財務影響等	次年度の取組・将来見通し
気候変動への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 再エネ発電の導入 ● 省エネ設備導入 ● インターナルカーボンプライシング 	GHG 総排出量	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
		・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
水資源の持続可能な利用	・・・	水投入量	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
廃棄物の適正処理	・・・	廃棄物総排出量	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・

(注) CO₂排出量：～円/t (201X年X月～参照)

(注) 廃棄物埋め立て処理コスト：～円/kg

(注) 集計範囲：グループ国内〇社

(注) 対象期間 20X1年度 (20X1年4月1日～20X2年3月31日)

開示例 B (ポートフォリオ価値への影響)

株式保有ポートフォリオ：総額～円		
分類	費用・収益	財務的影響
2度シナリオ	費用	▲～円
低炭素技術開発による機会	収益	+～円
計		～円

²⁰ TCFD では、気候変動に関連するリスク・機会による財務的影響を、収益および支出への影響、資産および負債への影響、資本およびファイナンスへの影響に分類しています (最終報告書 気候関連財務情報開示タスクフォースの勧告 (2017年6月))

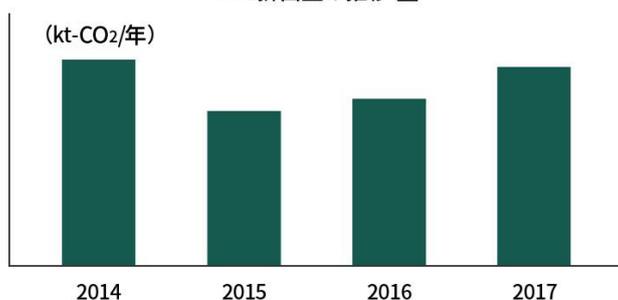
□ 報告事項に独立した第三者による保証が付与されている場合は、その保証報告 …… ⑥

- ✓ 独立した第三者による保証は、事業者以外の第三者（監査法人等の機関）が環境報告に記載されている実績評価指標を含む数値情報や関連する取組等について、基準に従って算定・報告されているかどうかを判断し、それらの基準への準拠性や記載情報の正確性・網羅性等に関する結論を表明するものです。
- ✓ 複数の重要な環境課題について独立した第三者による保証を受けている場合は、保証を受けた重要な環境課題ごとに、その旨及び保証業務実施基準が分かるような説明をすることが望まれます。
- ✓ 独立した第三者による保証を受けている場合は、第三者により実績指標を含む数値情報等の保証を受けた箇所について明記します。

開示例

- ・〇年度の環境関連データに関しては、信頼性向上のため第三者保証を受けています。☑の付されたデータにつきましては第三者保証を受けています。

CO₂排出量の推移 ☑



- ・保証対象とした環境関連データ：CO₂排出量（スコープ 1、2）、水使用量／排水量、大気汚染物質排出量、廃棄物等発生量 等

- ✓ 独立した第三者保証を受けた場合は、保証報告書を添付します。

開示例

- ・「環境報告書 201X 年」では、開示データの信頼性向上のため、〇社の保証を受けました。
⇒保証報告書の添付

参考となる報告事項

その他（サイト単位データ）… ⑦

✓ 事業者の重要性判断に応じて報告が望ましい場合は、サイト単位データについても開示します。

開示例

〇〇飲料株式会社	GHG排出量原単位 (kgCO _{2e} /kL)	エネルギー原単位 (GJ/kL)	排水原単位 (m ³ /kL)	…
A工場	…	…	…	…
B工場	…	…	…	…

参考になる実例

- ✓ 報告事項①から⑤の実例は、参考資料に記載の各環境課題「(4) 参考になる実例」を御参照ください。

実例1 株式会社小松製作所

第三者保証

「ESGデータブック」の発行にあたって

コマツは、「ESGデータブック」に記載された環境情報の正確性および客観性の向上のため、第三者保証のプロセスを付加することが重要だと考えています。

そのため、本報告書に記載されている情報について、以下のとおり有限責任監査法人トーマツの関係会社であるデロイト トーマツ サステナビリティ株式会社による第三者保証を受けています。

[> デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社](#)

⑥ 第三者保証報告書



[> 独立保証報告書 \(PDF: 100KB\)](#)

第三者保証業務の概要

保証業務手続きの補足説明



1. 今回確認した事業所
 - (1) 本社
 - (2) 大阪工場
2. 確認事業所は、ローテーション計画に基づき実施しています。今回訪問しなかった事業所については記録類の閲覧・照会を本社で実施しました。

第三者保証の該当箇所

本WEBデータは、デロイト トーマツ サステナビリティ（株）による記載情報の第三者保証を受けており、該当箇所には第三者保証  マークを付しています。

(出所) 株式会社小松製作所「ESG データブック 2020」

実例2 大和ハウス工業株式会社

1 東北工場

⑦その他 (サイト単位データ)

■ 工場概要

住所 …………… 宮城県大崎市古川小野字中殿沢133番地
 従業員数 ……… 当社：34名
 協力会社：224名
 事業内容 ……… 住宅系および建築系部材の生産と
 現送材部材の現場搬送
 主要生産品 …… 鉄骨部材、外壁パネル、木質パネル

■ 環境パフォーマンスデータ

	単位	2017年度		2018年度		2019年度	
		総量	原単位	総量	原単位	総量	原単位 (/百万円)
GHG排出量*1	t-CO ₂	2,516	0.17	2,401	0.19	2,264	0.20
水使用量*1	m ³	17,582	1.21	32,230	2.50	25,661	2.30
廃棄物排出量*1	t	615	0.04	493	0.04	480	0.04
PRTR対象化学物質排出・移動量(住宅)*1	kg	2,246	0.17	1,929	0.18	1,853	0.19
PRTR対象化学物質排出・移動量(建築)*2	kg	1,981	0.25	2,286	0.29	2,703	0.38
VOC排出量(住宅)*1	kg	15,577	1.18	10,416	0.97	10,796	1.13
VOC排出量(建築)*2	kg	9,557	1.23	14,445	1.83	18,579	2.59

※1 原単位(/百万円) ※2 原単位(/t)

■ 環境法令等の遵守状況

<水質測定の結果>	単位	測定箇所	規制基準値			測定		
			法令	条例	協定等	当年度平均値	当年度最大値	頻度(回/年度)
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	最終放流口	160	—	20	1.8	2.6	4
化学的酸素要求量(COD_Mn)	mg/L	最終放流口	160	—	20	5.2	6.0	4
浮遊物質(SS)	mg/L	最終放流口	200	—	100	4.3	7.0	4
ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油)	mg/L	最終放流口	5	—	—	1.0	1.0	4
亜鉛(Zn)含有量	mg/L	最終放流口	2	—	2	0.3	0.5	4
燐(リン)含有量(T-P)	mg/L	最終放流口	16	—	—	0.2	0.3	4
ふっ素およびその化合物	mg/L	最終放流口	8	—	—	0.8	0.8	4

<ばい煙測定の結果> 単位 測定箇所 規制基準値 測定
 法令 条例 協定等 当年度平均値 当年度最大値 頻度(回/年度)

該当する施設はありません

<騒音・振動>	単位	時間帯	計測場所	規制基準値			測定		
				法令	条例	協定等	当年度平均値	当年度最大値	頻度(回/年度)
騒音	dB	昼間	南側	55	—	—	54	54	1
		夕方	南側	50	—	—	47	47	1
		夜間	南側	45	—	—	44	44	1
振動	dB	昼間	南側	60	—	—	28	28	1
		夜間	南側	55	—	—	15	15	1

※法令規制値：法または条例および協定の規制する値

■ 法令および条例規制値超過について

2019年度は、関連する法令および、条例規制値超過はありません。

■ その他行政指導等について

2019年度は、行政等からの処分や改善命令はありません。

(出所) 大和ハウス工業株式会社「大和ハウスグループ サステナビリティレポート 2020」